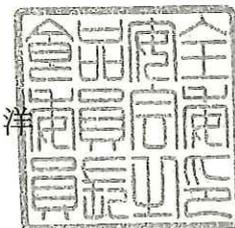




府 食 第 715 号
平成 29 年 10 月 24 日

農林水産大臣
齋藤 健 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

平成 29 年 8 月 29 日付け 29 消安第 2946 号（以下「通知」という。）により貴省から当委員会に対し意見を求められためん山羊又は馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉及びめん山羊に由来する血粉又は血しょうたん白（以下「めん山羊肉骨粉等」という。）の養殖水産動物用飼料（以下「養魚用飼料」という。）としての利用については、下記に示す理由から、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

なお、貴省は通知別紙の 2 に記載されている管理措置を導入することとしていることから、現行の飼料規制等の効果に影響を及ぼすことは考え難い。

記

1. 「めん羊及び山羊の牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」（平成 28 年 1 月 12 日付け府食第 4 号）では、現行の反すう動物に対する飼料規制の実効性が維持されることを前提とし、日本の野外におけるめん羊及び山羊の BSE 感染の可能性は極めて低く、人への感染リスクは無視できると判断していることを踏まえると、めん羊及び山羊の肉及び内臓等（※）の摂取に由来する BSE プリオンによる人での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発症は考えがたいと評価している。
2. めん山羊肉骨粉等の原料となる馬については、これまで野外でのプリオン病の存在は報告されていない。なお、馬のプリオンたん白質の構造がプリオン病への抵抗性に関与している可能性があるとの報告がある。
3. 「豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価」（平成 19 年 10 月 4 日付け府食第 975 号）では、仮に BSE プリオンが養魚用飼料の原料に混入したとしても、これまでに得られた知見によれば、魚の腸管経由で BSE プリオンが侵入・増幅することは困難であると評価している。当該評価以降、魚で BSE プリオンが増幅し伝達したことを示す科学的知見は確認されていない。

※ と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を經ていないめん羊及び山羊の部位並びにと畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第一に規定されためん羊及び山羊の部分を除いた部位。